

盛岡市立松園中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題の要点を以下の5つの視点でとらえる。

- ・ いじめは不可避な現象ではないこと。
- ・ いじめは人間関係性の病理ととらえ得ること。
- ・ いじめの加害・被害の立場は入れ替わることもあり得ること。
- ・ いじめは、相手を弱い立場に置いて被害を与えること。
- ・ いじめは人間関係のもつれ等からはじまり、場合によっては重大な事案に至る場合もあること。

以上の5点をふまえ、「いじめは、集団内では、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、松園中学校の生徒が良好な人間関係を築き、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、松園中学校「いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめの定義

いじめとは「松園中学校の生徒に対して、本校に在籍している一定の人的関係のある者から心理的、物理的な攻撃（インターネット等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」という。

（「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条より）

(3) いじめの様態

いじめの様態は、文科省の分類により以下のとおりとおさえる。

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| ア 冷やかし・からかい・悪口・脅し文句、いやなことを言われる | 【言葉】 |
| イ 仲間はずれ、集団による無視 | 【仲間はずし】 |
| ウ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 【軽度の暴力】 |
| エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 【暴力】 |
| オ 金品をたかられる | 【恐喝】 |
| カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる | 【盗難】 【損壊】 |
| キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 【脅迫】 【強要】 【侮辱】 |
| ク パソコンや携帯電話等の通信機器で、誹謗中傷を受ける | 【誹謗中傷】 【個人情報漏洩】 【名誉毀損】 |

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) いじめの未然防止のための教師のスタンス

- ア いじめは常に存在しており、教職員がいじめを発見できない状況にあるという意識を持つ
- イ いじめは教職員の目の届かないところで行われており、発見できたいじめは氷山の一角かもしれないことを意識する
- ウ いじめ初期段階（遊びを装ったものや人間関係のもつれの訴え等）を見逃さない
- エ 生徒の私物に勝手に手を出すことは、いじめの前兆であること理解する

(2) いじめを未然に防止するための教職員による指導

- ア 生徒の心の「居場所」と「絆」のある学校・学年・学級づくり
集団内で一人ひとりが役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませること、温かい人間関

係のなかでお互いを認め合える集団に育てる取り組みを行う。また、QU検査の分析を通し、生徒同士の良好な人間関係を意図的に構築する。

イ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

一人一人が活躍できる学習活動を目指し、一人一人が個として認められる場のある教育活動を推進する。

ウ 生命や人権を大切にす指導

道徳をはじめとし、教育課程全体で「いのちの大切さ」を実感できる教育活動を行う。

エ 規範意識の向上、自己統制力の育成

規範意識を高めることは、「いじめは絶対に許されない行為であること」を認識させる近道である。

オ 情報リテラシー・情報モラル意識の育成

情報モラル教育を充実させるために、1学期中に全学年を対象に情報モラル教室を開催する。また、参観日等の機会をとらえ、保護者に対する情報モラル教育の重要性の啓発活動を行う。

(3) 生徒に培う力とその取り組み

ア 多様性への寛容さや他者への想像力の育成

イ 生徒の自治活動（＝生徒会・学級会活動）を通じて、生徒自らの主体的取り組み

ウ 4つの反いじめルールの徹底

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 私たちは他の人をいじめません・ 私たちはいじめられている人を助けます・ 私たちは一人ぼっちの人を仲間に入れます・ 私たちはもし誰かがいじめられていれば、それを学校の先生、家の大人（親等の保護者）に話します |
|---|

(4) いじめ未然防止に関わる組織の設置

『いじめ防止・対策委員会』（兼教育相談・適応相談委員会）を設置し、実効性のある取り組みを行う。

ア 構成

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SS）

イ 委員会の役割

- (ア) 本校で起きたいじめ事案への対応・協議
- (イ) 本校におけるいじめ防止等の取り組みに関すること
- (ウ) 生徒の日常生活を複数の目で把握することにより、いじめの早期発見に資すること
- (エ) いじめアンケート調査の実施と分析、事後の対応に関すること
- (オ) 他機関との連携に関すること

(5) 家庭・地域との連携

学校、保護者、地域との信頼関係を構築し、協力・連携して生徒を温かい目で見守る体制を整える。

ア 必要に応じたいじめの情報提供と家庭や地域での継続的見守りの依頼

イ 情報交流・意見交流の場（地区懇談会・学級懇談会・PTA各種会議等）の設定

3 いじめの早期発見のための取り組み

(1) いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめの早期発見のため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

ア いじめアンケート調査（原則として3回/年 必要に応じ適宜実施）生徒・保護者を対象

イ 教育相談（原則として2回/年）担任による生徒との教育相談

(2) 相談窓口の紹介

- ・ いじめ相談ポスト等の設置 スクールカウンセラー
- ・ 日常のいじめ相談（生徒・保護者）. 全教職員の対応
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 地域からの情報提供 副校長・生徒指導主事・地域連携窓口
- ・ 外部機関の相談窓口 地方法務局いじめ相談

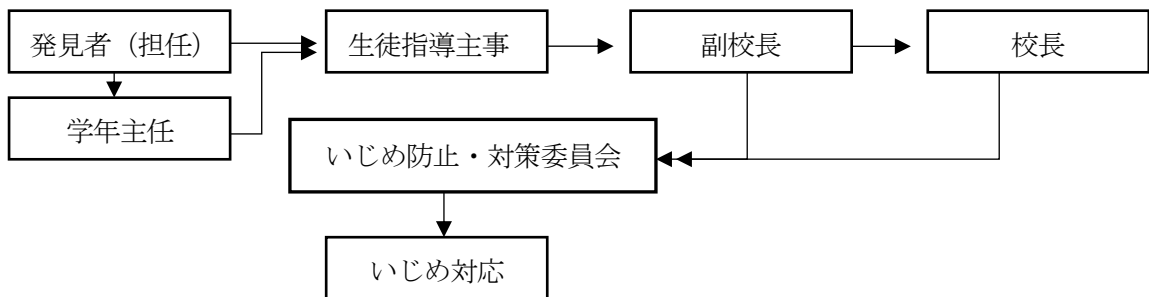
4 いじめの問題に対する早期対応

(1) いじめに対する措置の基本的考え方

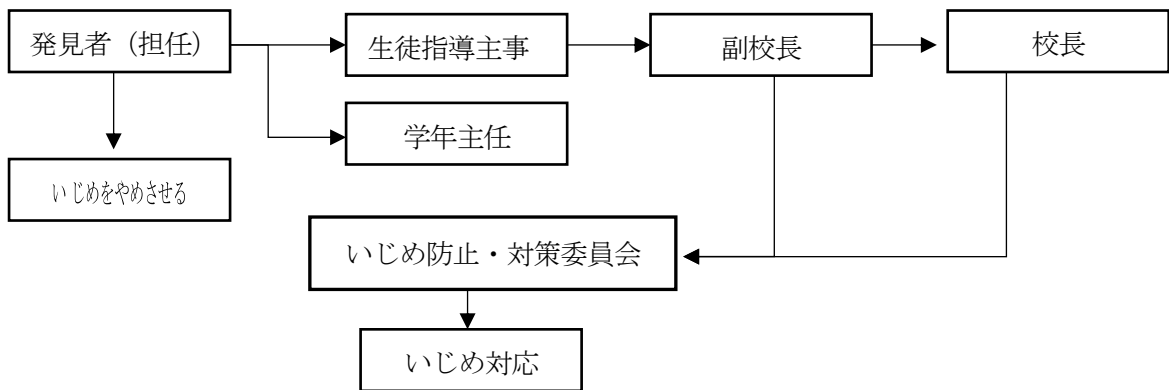
- ア 担当教員一人が抱え込むことなく、全校体制で対応していく
- イ 警察等との外部機関との連携
いじめ事案のなかでもとりわけ犯罪行為（恐喝・強要・傷害・器物損壊・猥褻・名誉毀損等）とみなし得る場合は、盛岡市教委及び盛岡東警察署と連携して対応する。
- ウ ネットいじめへの対応
 - (ア) 家庭との連携・協力に基づく着信履歴・送信履歴をチェック
 - (イ) 重大事案の場合の岩手県警本部サイバー対策室との連携

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア アンケート等によりいじめが発覚した場合



イ いじめを目撃して発見した場合



(3) いじめが起きた場合の対応

- ア いじめられている生徒の身の安全、心の安定を最優先にする（即効性が問われる）
- イ 被害生徒・加害生徒及び他の生徒からの情報収集
- ウ 被害生徒・加害生徒の保護者等への丁寧な説明
- エ 加害生徒及びその他の生徒（傍観者も含む）への指導
 - ・ ただちにいじめの行為を止めさせること（即効性が問われる）
 - ・ 心を育てる（長期的展望が必要）

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア 生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- イ 相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いが認められるとき

(2) 重大事態の報告

- ア 事態が発生した場合の速やかな盛岡市教育委員会への報告
- イ 生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処

(3) 重大事態の調査

ア 学校が主体となる場合

盛岡市教育委員会の指導のもと、対応する。

- (ア) いじめ防止・対策委員会が中心になり、全職員体制で速やかに調査を実施する。
- (イ) 必要に応じて第三者の参加を得て、公平性・中立性・信頼性を確保した調査とする。
- (ウ) 調査結果を、盛岡市教育委員会に報告する。
- (エ) 調査結果を、該当生徒及び保護者に、適時・適切な方法により説明する。なお、調査に長い時間を要する場合には、調査の途中経過を説明する場合もある。
- (オ) 適時・適確な時期に保護者説明会を開催し、理解と問題解決に向けて協力を得る。
- (カ) いじめ防止・対策委員会で再発防止策をまとめる。

イ 盛岡市教育委員会が主体となる場合

盛岡市教育委員会の指示のもと、資料の提出を適確に行い、円滑な調査に全面的に協力する。

6 学校評価

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において、次の2点を加味し、評価を実施する。

- (1) いじめの早期発見の取り組みに関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

7 その他

- (1) 教職員が生徒とじっくり向き合う時間を確保できるよう、校内体制の見直しを適切に行う。
- (2) 地域・家庭との連携・協働する体制を構築する。
- (3) 教職員のいじめを見抜く眼力（ささやかな変化に気づく力・ささいな兆候をのがさない力）を磨く。
- (4) 指導上おかしやすい誤りの事例をふまえること。
- (5) 「いじめは被害者の『いじめられている』という主観でいじめとされる」とい基本を実践的に貫徹させることの重要性を認識すること。
- (6) 初期対応がきわめて重要であること。初期対応を誤ると、解決まで時間がかかる。
- (7) 発達障がいをもつ生徒に関わる事案については、生徒指導的知見だけではなく医学的知見、特別支援教育の知見を総動員して、チームを組んで対応すること。
- (8) 保護者への説明には、必要に応じて「ユニバーサルデザイン」を用いるなどして、丁寧な説明を行う。
- (9) 取り組み事例は、必ずファイリングして共有化を図る。
- (10) こじれそうな事案の場合は、早めに市教委に連絡をする。事案によっては、経過を細かに報告すること。